

進路だより

光陵中学校
第3学年
2004.4.26
第3号

『あしなが育英会』高等学校奨学生予約募集！！

1 応募できる人

中学校3年生で、平成17年度に高等学校または高等専門学校に進学を希望している(注.専修学校の高等課程に進学する人は対象になりません。)、次に該当する生徒。

保護者(父または母)等が病気または災害(道路における交通事故を除く)などで死亡したり、それらが原因の著しい後遺障害を持って働けないため、教育費に困っている家庭の子ども。

病気遺児・災害遺児・震災遺児などが対象となります。

上記、下線部「著しい後遺障害」とは、

- イ.国民年金法による第2級以上の障害認定を受けている場合
- ロ.身体障害者福祉法、厚生年金保険法などの第3級以上の障害認定を受けている場合
- ハ.労働者災害補償保険法等に基づく第3級以上障害認定を受けている場合を指します。

2 奨学金の額(無利子貸与)

国公立の高等学校(高等専門学校).....月額25,000円

私立の高等学校(高等専門学校).....月額30,000円

3ヶ月ごとに3ヶ月分の奨学金が、本人指定の郵便局または銀行の口座に振り込まれます。

3 奨学金制度の特色

出願者の学力は問われません。

一家庭から何人でも応募できます。

他の奨学金と併せて利用できます。

連帯保証人は保護者でも構いません。

提出書類は

奨学生願書

申し出ていただいた時点で担任からお渡しします。

所得証明書

市役所の市民税を扱う課で証明を受けて下さい。源泉徴収票ではありません。生活保護を受けている家庭は、その証明書でも結構です。

戸籍謄本または住民票

保護者等の死亡事項が記載してある全員記載のもの

(〔後遺障害の場合〕後遺障害の程度を証する証明書)

県知事発行の第1級もしくは第2級の身体障害者手帳の写し、労働者災害補償保険法等の障害補償年金第1級～3級の年金証書の写し)など

の4(3)種類です。応募されるご家庭は、担任からを受け取るとともに、～(または～)の書類をご準備頂きたいと思います。

あしなが育英会への出願期限は7月30日(金)となっていますが、中学校を經由して送付する都合上、どんなに遅くとも6月25日(金)までには担任に必要書類一式をご提出下さい。

なお、詳細をお知りになりたい場合には進路指導担当の河地先生まで

参 考

あしなが育英会

所在地 〒 102-8639 東京都千代田区平河町 1-6-8

Tel 03-3221-0888 Fax 03-3221-7676 HP <http://www.ashinaga.org>

旧 日本育英会について

「日本育英会」は小泉改革の一環で廃止され「独立行政法人 日本学生支援機構」に事業の一部のみが引き継がれています。

その結果、高等学校奨学生の新規募集は行われなくなりました。

(国公立高等学校については、愛知県教委が奨学金事業を行います。)

高等専門学校の進学希望者については予約奨学生制度が存続しています。詳細は現時点では不明ですが、9月までにはこの進路だよりを通じて、連絡できると思います。

『進路だより』をよく読んで！！

進路決定に向けて心がけてほしいことの一つに「正確な情報の入手」があります。

この『進路だより』を通じて、できる限り進路に関する最新の情報をお知らせしていきたいと思っています。

『進路だより』は、ほぼ毎週発行し、一人に2部(生徒用と保護者用)配布します。次のことを心がけてください。(今後は原則として火曜日に発行します。)

進路ファイルに『進路だより』をはじめ、進路に関係するものはきちんと綴じていくこと。
いつでも出せるように、教室保管します。

必ず、お家の方にも配布されたその日のうちに、『進路だより』を渡すこと。

締め切り期日が書かれていたりします。もし、締め切りを過ぎると進路の決定に大きな影響があることも多いです。注意してください。

進路選択のために

就職や進学について考えるために、各生徒が自由に見られる資料を各教室・進路学習室に用意します。

教室に配置する予定の進路資料

とりあえず、昨年度の3年生の教室に置いてあった資料を配置する予定です。

(昨年度、2年生の教室に置いてあった資料を戻してから配置します。)

進路学習室にある資料

高等学校の教科書、各校の過去数年分のパンフレット、学校や学科の紹介ビデオ、各校の過去の募集要項、なるにはボックス(ある職業に就くまでの過程を解説した書籍)・・・等が置いてあります。

またコンピュータが1台設置してあります。職業について調べたり高等学校の学校紹介CD-ROMを見たりすることができます。

現在、昨年度の資料を整理中ですが、昼放課に開放しています。

(ただし、一部はまだ整理が終わらないと思いますので、そのように指示さる場所の資料には決して触らないようにしてください。)

保護者のみなさんも授業参観や懇談会の際などに、ぜひ一度お立ち寄りください。